

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosimi>
nsyo/
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

No. 1884

2020・6・29
毎週月曜日発行

みよし民商ニュース



納税を猶予する『特例制度』

●新型コロナウイルスに影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予することができます。●担保の提供は不要です延滞税もかかりません。※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的納付することも可能。

対象となる方

【以下のいずれも満たす方(個人・法人問わず)】
①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
②一時に納税を行うことが困難であること。

対象となる国税

①令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税などすべての税目(印紙で納めるもの等を除く)が対象。
②上記のうち、既に納期限が過ぎている未納の国税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

①令和2年6月30日、又は納期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。
②申請書に詳しい記載があれば、資料も必要なし。

三次民商の会員も申請しています

この間、三次民商でも納税の猶予特例制度を使い、猶予が認められた報告が寄せられています。

スナックを営む会員は、2017年の売上が1000万円を超えていたため、2019年は消費税の申告と納税が必要となりました。2019年度は売上が減少していましたが、消費税10%の影響もあり、約30万円の消費税を納めることになりました。

そうしたなかでのコロナウイルスによる休業要請後、4月中旬から5月末までお店を閉めざるを得ない状況になり、消費税納税が困難に。そこで民商に相談し、4月が70%以上減少していることから納税の猶予の申請書を仕上げ6月1日に申請しました。

申請後、税務署から「払えるときに払ってください」と電話連絡があり一安心。まだ苦難が続いていますが、民商と一緒に経営を守るため日々がんばっています。

税務署から文書が届き、納税の猶予の申請を！

お好み焼きを営む会員は、昨年、納税の猶予制度を申請した際、税務署からあらゆる指摘を受けました。正直、納税の猶予制度については積極的ではありませんでしたが、コロナの状況のなかでは分納するしかありませんでした。当初は通例の換価の猶予の申請をし、認められていました。税務署からコロナの特例猶予の申請書が届き、再度、申請書を書いて提出。その後税務署から「払えるようになったらこの納付書を使って納税してください」と金額が書かれていない納付書が届きました。

これまでは納税の猶予制度は、事業の損益だけでなく、預貯金や売掛金、財産などを書く必要があったため、多くの方は敬遠しがちでしたが、このたびのコロナ特例の納税の猶予制度は昨年と比較して売上の減少(20%)さえ確認できれば、前のように詳しく書く必要はありません。今後の状況を見ながら是非、納税の猶予制度を活用していきましょ！

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

◎安芸高田市・事業継続応援金

1 事業者につき 25万円

※提出締切は7月31日(金)

【対象者】1. 下記の①～③すべてを満たす業者又は④に該当する事業者

- ① 本店所在地が安芸高田市にある事業所・工場・店舗・施設などを運営する事業者
- ② 2019年以前から事業により売上を得ており、今後も継続する意思がある業者
※事業収入以外の不動産・利子・配当・給与収入などは含まれません
- ③ 2020年2月～6月の期間で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で売上が30%以上減少した月がある
- ④ 安芸高田市長が事業の趣旨に基づき対象者として認める事業者

2. 上記の②③の条件を満たしており、かつ次の条件に該当する事業者も対象

- ⑤ 本店所在地が安芸高田市以外にあり、事業所・工場・店舗などが安芸高田市内に所在する業者

三次市のリフォーム支援事業 補助金追加申請受付

市内に本店を有する建築業者を利用して住宅や店舗のリフォーム工事を行われた場合に、工事に要した経費の一部と補助します。(今後、リフォーム工事をお考えの方は申請だけしておきましょう)

申請受付：2020年6月15日(月)～
9時～17時

受付窓口：2020年7月3日(金)までは
みよしまちづくりセンター
2020年7月6日(月)からは
三次市役所(4階)商工観光課

※受付は先着で行い、予算に達した時点で終了します。

無料法律相談

7月29日(水)
午後1時半～

※希望される方は前もって電話などで予約してください。

忘れないで！

源泉所得税前半納付期限

社会会保険算定基礎届

提出期限は

7月10日(金)です

※今年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、学会及び点検会は中止します。

です。7月2日(木)～8日(水)の10時～16時の間に予約制で点検を行います。

ご理解、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

登録は無料です。
申請締め切りは6月30日

三次藩札

三次藩・会館・三次市観光協会では、新型コロナウイルス感染症拡大による地域経済への多大な影響に対する緊急対応として、特約店に特約しております。

加盟店募集

三次市内のお店ならOK!

- 応募要件
- 下記の①または②に該当し、参加を希望する事業所
※募集は随時受け付けます。
 - ① 三次市内に本店を有する法人及び三次市内に主たる事業所を有する個人事業主
 - ② 三次市外に本店を有する事業所のうち令和2年6月8日時点で三次商工会議所および三次広域商工会の会員事業所

だれでも加盟店に登録
できるようになりました！

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654